

月間・週間行事に関連した登録団体による掲示に係る実施概要

福山市男女共同参画センター

1 趣旨

政府機関が実施するさまざまな月間・週間行事のうち、男女共同参画センター(以下、センターという。)登録団体の活動に関連するものについて、登録団体の活動や事業等を紹介するチラシやポスターの掲示を行うことによって、その活動を広くPRするとともに、月間・週間行事の趣旨の浸透を図ることを目的とする。

2 実施期間

各月間・週間行事で定める期間を基本とする。

3 対象とする月間・週間行事

政府機関が実施するものを基本とし、センターが選定する。

4 実施方法

- (1) センターが選定した行事について、事前に登録団体へ通知し、掲示の意向を確認する。
- (2) 実施を希望する団体は、「月間・週間行事関連掲示利用申込書」を提出後、承認を得て、センターが指定した期間内に搬入、掲示、搬出するものとする。
- (3) 掲示場所はセンターの交流広場等とし、センターが指定する。使用する掲示用パネルはセンターが所有する掲示板等とし、掲示スペースは1団体あたり、掲示板面の半分程度を基本とする。(掲示を希望する団体数や掲示物により、変動する。)
- (4) 掲示物の損傷、盗難等の事故が発生した場合、センターはその責任を負わないものとする。